

JGAP 同等性認証取得

ティー ギャップ T-GAP 総合案内

静岡県の良い茶業経営のための指導制度



茶栽培編

荒茶工場編

第3版 : 2013年12月25日

T-GAP総合案内

目 次

第1章 GAPとは？	
1. 言葉の説明	2ページ
2. GAPの基本的な考え方	3ページ
3. GAPは世界の潮流	4ページ
4. 日本のGAPは？	4ページ
5. 国内茶業界のGAPへの対応	5ページ
第2章 県内茶業界を取り巻く環境の変化	
1. 外的要因	5ページ
2. 内的要因	6ページ
第3章 T-GAPとは？	
1. 指導制度としての「T-GAP」	8ページ
2. T-GAP導入のメリット	8ページ
第4章 T-GAP制度の説明	
1. T-GAPの基本的な仕組み	11ページ
2. T-GAPの運営	13ページ
3. T-GAPの導入にあたって	15ページ
4. T-GAPの評価方法	16ページ
5. JGAP同等性認証について	20ページ

～継続的に発展し続ける茶業界の育成のために～

第1章 ギャップ GAPとは？

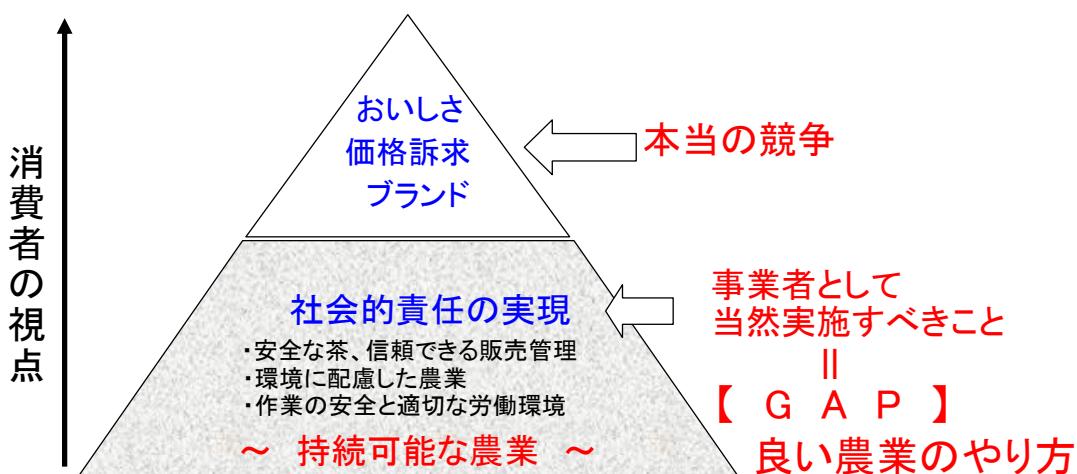
1. 言葉の説明

GAPとは、英語のGood Agricultural Practiceの略であり、FAO(国連食糧農業機関)においては、『GAPとは、経済性、社会性、環境的な持続可能性に配慮した上で、安全で健康的な食品や農産物を生産するために、圃場と収穫後の工程で適用される一連の原則・指針である』、また、農林水産省では、「農業生産工程管理」と定義しています。

簡単に言えば、GAPとは、“良い農業のやり方”ということです。“良い”とは、農業事業者として法規制及び最低限のマナーを遵守している状態を指します。従って、差別化した品質やブランドを語る前の土台がGAPと言えます。

GAPという言葉は知らないても、“良い農業のやり方”を日頃から実践していれば、それがGAPそのものであるといえます。

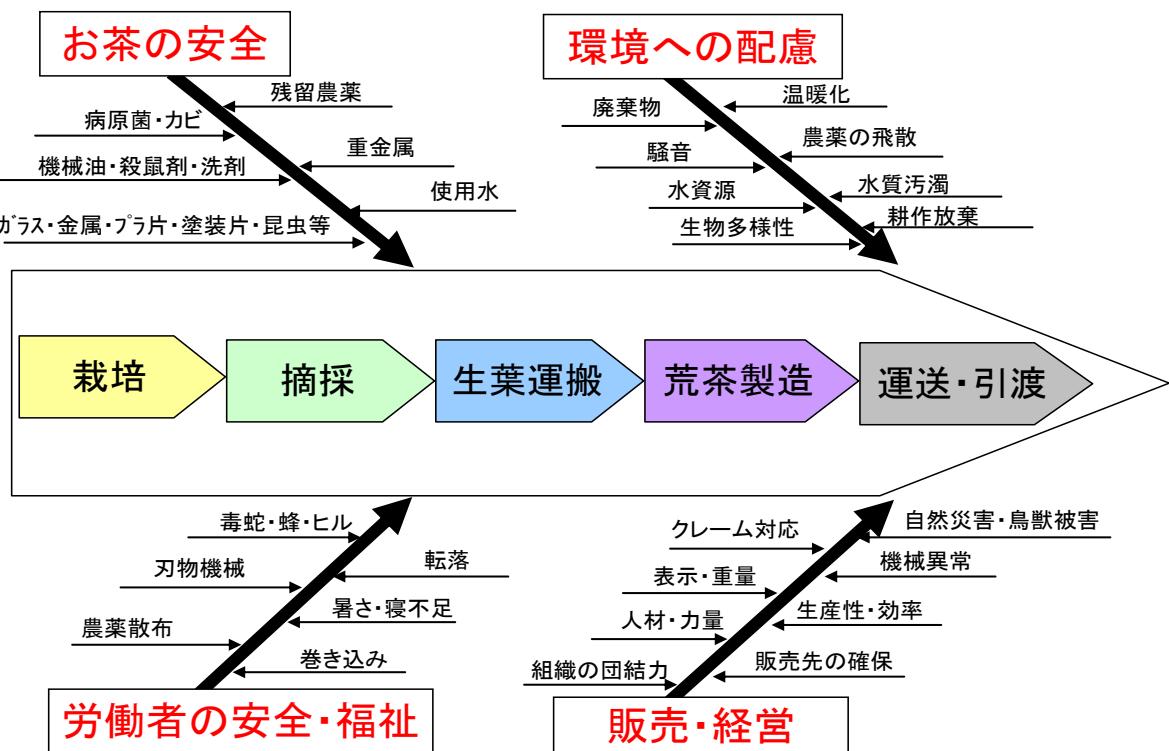
また、GAPは、残留農薬や異物混入に代表される“食の安全”ばかりが注目されがちですが、その他の持続可能な農業経営に必要となる側面も取扱います。労働安全に配慮を欠き、怪我で農業経営が継続出来なくなれば、顧客や家族等に迷惑や心配をかけます。また、環境への配慮を欠き、化学資材を多投し、土・水・生態系等の環境に負荷をかけ過ぎれば、将来的に農業経営の継続が困難になるだけでなく、産地をダメにしてしまうことも考えられます。従って、GAPの、“持続可能な農業経営”というキーワードは、非常に重要であることを認識しましょう。



2. GAPの基本的な考え方

GAPは、良い農業を実践するために、茶の生産工程に潜むリスクを検討し、そのリスクを排除、低減するために、あらかじめ対策やルールを決めて対処していくというのが、基本的な考え方となります。リスクは、①食の安全 ②環境への配慮 ③労働安全と福祉 ④農場経営と販売管理 のそれぞれにおいて様々なことが考えられます。以下に、生産工程に潜むリスクのイメージを示します。

【生産工程に潜むリスク】



例えば、“お茶の安全”の残留農薬リスクを考えた場合、これまで生産履歴の記帳を実践して“農薬使用”という工程を管理してきました。これも立派なリスク検討に基づく工程管理といえるでしょう。しかしながら、前回行った農薬散布の残液が散布機やホース等に残っていることに対するリスクや、環境面で言えば、農薬タンクの残液処理を水系に近いところで実施することに対するリスク等をしっかりと認識して管理していない方もいると思います。GAPは、これらのリスクへの“気付き”を管理点として与えてくれます。リスクがあるのであれば、対応策を検討して実施します。対応策には、ハード的に対応するものもあるでしょうし、点検・修理・清掃等ソフト的に対応するものもあるでしょう。

また、リスクは年々変化するものです。設備の経時劣化もあるでしょうし、顧客要求の見直しもあるかもしれません。定期的なリスク検討と対応策の確認による継続的改善が必要となります。

3. GAPは世界の潮流

元々GAPは、ユーレップGAPという名称で、EU圏内での標準化された青果物調達基準として誕

生しました。その後、EU圏外からの輸入農産物に対しても必須の要求となり、現在ではグローバルGAPという名称で広く普及しています。また、チャイナGAP・メキシコGAP等、国独自のGAPを制定して適切な農業振興を図ると共に、グローバルGAPと同等性を確保してEU圏への輸出に対応している国も多くなってきました。GAPは、グローバル化した現在の農産物流通においては、必要不可欠なものとして認識されつつあります。

これまで国産農作物は安価な輸入農産物に対抗するため、国産だからということで安全性をアピールしてきましたが、リスク検討を経て科学的な安全性の根拠を持った輸入農産物が反撃に転じてきた場合、漠然と国産だから安全という言い方は通用しません。

小売りに価格競争力が求められる中で、輸入農産物や輸入農産物加工品が増加しつつあります。それらの輸入品に国産農産物が対抗するためにも、国際的に通用するレベルのGAPへの取組が必要となります。GAPは輸出のためだけではなく、国内農業を守るためにも必要なのです。

4. 日本のGAPは？

GAP手法は生産者の農業経営の発展のための支援ツールとして、また、買手側の調達基準として広く普及し活用されるようになってきました。

その中でも、JGAPは日本の標準的なGAPとして普及しています。現在JGAPは、NPO法人日本GAP協会が実施基準の開発と普及活動を実施しており、協会の理事メンバーは、生産者サイドと流通・消費者サイドからバランスよく構成されています。農作物別基準として【青果物】【穀物】【茶】を、また、団体で取組む場合の組織運営基準として【団体事務局用】を発行しています。

一方、各自治体やJA等では、認証制度のあるもの、ないものを含め、独自GAPを作成し普及を図っていますが、その基準内容にバラツキが大きいことが問題となり、農林水産省は、平成22年4月に、“農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン”を設けて、GAPに盛り込むべき管理点を高度なレベルで整理し、国内のGAPの共通基盤の整備を実施しました。

また、NPO法人日本GAP協会は、JGAPの基準書と他のGAPの基準書が同等であるかを確認して認証を与える制度(JGAP同等性認証)を整備して国内におけるGAPの標準化を促進しています。このT-GAP(第3版)は、2013年12月25日に国内初のJGAP同等性認証を取得しました。これにより、T-GAP(第3版)の基準書でJGAP認証取得が可能になりました。(詳細は4章-5にて)

5. 国内茶業界のGAPへの対応

本県のT-GAPや、かごしまの農水産物認証制度(K-GAP)、伊勢茶GAP(I-GAP)等、主要産地でGAPの認知と導入が進められています。また、茶商・飲料メーカー・流通業者等の買手側からの要請により、JGAP認証を取得する動きも増加してきています。大手茶商の中には、自ら農業経営に参画しJGAP認証、グローバルGAP認証を取得するなどの取組も見られます。

茶は一般的に茶商の段階でブレンドされるため、GAPは国内統一基準を使用し、産地をあげてボリュームを持って取り組むことが重要です。その観点から今回、T-GAP(第3版)がJGAP同等性認証を取得したことは、大いに価値があることです。

第2章 県内茶業界を取り巻く環境の変化

近年お茶の生産を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化の要因を見ると、生産者では対応出来ない外的要因と、生産者内部で抱える内的要因に分けて考えられます。

1. 外的要因

①茶における消費構造の変化

ライフスタイルの多様化が進む中、急須でお茶を飲む家庭が減少し、リーフ茶需要の低下が進む一方、近年好調であったドリンク系飲料も、ミネラルウォーター等の需要の伸びにより足踏み状態にあります。更に、厳しい経済状況により、市場では低価格商品化が進行し、従来のような高級茶の消費が減少しています。大手流通業者では、価格訴求と更なる安全・安心を両立出来るプライベートブランドの拡大を進めており、作れば売れる時代から、流通主導の市場へと構造が変化しています。

②食品の不祥事とそれに伴う消費者意識の向上

近年、相次いで報道された産地偽装や食品事故により、消費者はかつてないほど食品の安全・安心に関心を持ち、購入に際し厳しい選別を行うようになりました。かつては海外の農産物に不祥事が目立ちましたが、近年は国内でも頻繁に発生しており、“国産は安全”という国産神話も崩れつつあります。

③他産地との競争の激化

上述のような流れから、近年、鹿児島や三重県等の茶産地でもGAPにより農産物の信頼性を高める動きが活発になってきました。

海外においても中国が国を挙げてチャイナGAPを整備しており、近い将来、科学的根拠を持つた安全で安価なお茶の輸出攻勢に転じる可能性も考えられます。

静岡県は、日本一のお茶の生産地であり、今後もこれを維持していくためには、強い競争力をもつことが必要となります。

④海外への輸出促進

海外では、健康志向の高まりから和食への関心が高まっており、年々緑茶輸出量は増加しています。しかしながら、茶の輸出にあたっては、輸出先の国の残留農薬基準をクリアする必要があります。また、青果物については、欧州への輸出や、世界に販売網を持つ流通業者への販売に伴い、安全性の証明として「グローバルGAP」または、それと同等のGAPの取得が不可欠となっています。今後、緑茶も同様の対応が必要となることが予想されます。

⑤環境に配慮した茶業経営の推進

地球温暖化をはじめ、環境に配慮した持続的な経済発展が全世界的な課題となっています。これまでの、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会から、循環型社会へ転換していく必要があります。

工業界では、エコ製品の開発や ISO14001 等により、環境に配慮した経営を実施しないとビジネスにならない状況となっています。農業は、作物そのものがCO₂吸収に貢献していますが、機械化による化石燃料の使用や、化学資材の多用により、環境に負荷をかけている側面も併せ持っています。

⑥自然災害による経営リスクの増加

地球環境の変化に伴い、温暖化やゲリラ豪雨等、近年、異常気象による自然災害も起こり易い状況となっています。天災だから仕方ない部分もありますが、自然災害の影響を最小限に抑えるリスク管理も必要になってきました。

2. 内的要因

①経営の悪化

近年、茶価が低下の一途をたどっており、現状のままでは採算割れする経営も発生するため、低コスト茶業を早急に整える必要があります。また、茶商や食品企業などと連携した茶の新商品開発、さらに、販路の開拓などが必要となります。

②後継者不足

茶業においては高齢化の進み方が著しく、後継者がいないため離農する生産者も少なくありません。耕作放棄茶園も増加しつつあり、様々な弊害をもたらしています。次代を担う生産者の育成は個々の経営体の問題であるとともに、茶業界全体で取り組むべき課題と言えます。

③多発する作業中の事故

農業の機械化が進む一方で、不注意等による作業中の事故は後を絶ちません。また、限られた季節に雇用される従事者等、農業経験の浅い生産者の事故も発生しています。労働環境を整備し、不慮の事故から作業者を守ることも重要な責務です。

④化学的資材の多投による弊害

化学農薬や化学肥料の利用により、近代的な茶業経営が進められ、生産性や作業性は飛躍的に向上しました。一方、それらは土壤、水質等の地球環境へ負荷をかけてきたことも事実です。

今後も持続的に農業を実施するためには、化学農薬や化学肥料の削減をはじめとした、環境に配慮した茶業経営が必要となってきます。

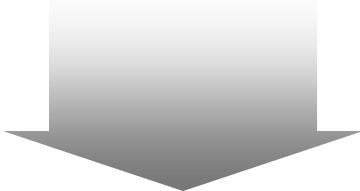
【県内茶業界を取り巻く環境】

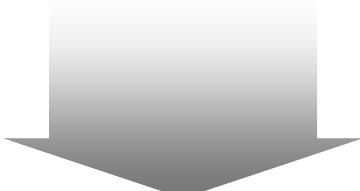
～ 外的要因 ～

- ・茶における消費構造の変化
(リーフ茶需要の低下・流通主導)
- ・食品の不祥事とそれに伴う
消費者の意識の向上
- ・他産地との競争の激化
- ・海外への輸出の増加
- ・環境に配慮した茶業経営
- ・自然災害による経営リスクの増加

～ 内的要因 ～

- ・経営の悪化
- ・後継者不足
- ・多発する作業中の事故
- ・化学資材の多投による弊害

- 
- ・個別農家の取組だけでは限界がある
 - ・茶生産者、茶商、流通業者などを含めた県内全体の取組みにより
「静岡茶」の競争力を高める必要がある



T-GAPにより、静岡茶の生産工程管理の徹底を図り、
ブランド力向上により、茶業振興を図る

第3章 ^{ティー ギャップ} T-GAP(Tea-Good Agricultural Practice)とは？

1. 指導制度としての「T-GAP」

T-GAPは、茶の生産を行う上で、“良い農業のやり方”を、JGAP基準に準拠して、食品安全、労働安全と福祉、環境への配慮、農場経営と販売管理の観点から、体系的に整理した「静岡茶」の生産における指導制度です。

T-GAPは、(公社)静岡県茶業会議所、静岡県、静岡県のJAグループが一体となって推進し、JA茶技術員を中心としたT-GAP評価員による評価等を経て、(公社)静岡県茶業会議所会頭名で承認が出されます。但し、T-GAPは“第3者認証”を伴った認証制度ではありません。認証制度はあくまで、利害関係のない第3者が客観性を持って実施することにより成立するものです。

第3者認証を伴うGAPの取得希望者については、T-GAPにより生産工程管理を十分に整備した上で、茶商や流通の実情に合わせ、JGAPや、グローバルGAP等に取り組むことが必要となります。

T-GAPは、日本GAP協会が開発した「JGAP【茶】」及び「JGAP【団体事務局用】」をベースとして、生産工程管理のチェックのしやすさに重点をおいて作成しました。

茶生産者は、T-GAPに取り組むことで、JGAPの認証を目指す場合にもスムーズに移行することができます。今回、JGAP同等性認証を取得したことで、より一層JGAP認証が容易になりました。

※T-GAPへのJGAP基準類の引用は、日本GAP協会の了解を得て実施しています。

2. T-GAP導入のメリット

T-GAPを茶生産者が導入するメリットを以下に整理しました。

(1) 茶生産者にとって

- ①事業者として法令や基本的マナーの遵守が可能となり、社会的責任が果たせるようになります。
- ②事故やクレーム等の経営リスクを排除出来、持続可能な農業経営が可能となります。
- ③ルールの明確化により、作業の標準化が進み、効率的な生産が可能となります。特に、共同荒茶工場などにおいては、組織の経営形態のあり方を見直す良い機会となります。
- ④自己審査及びT-GAP評価により、“良い農業”に対して、自分がどのレベルにあるのかを知ることができます。更に継続的な改善により、意欲的で発展する農業経営が可能となります。
- ⑤T-GAPにより買い手に安心感を与え、契約取引や継続取引が可能となり、経営が安定します。
- ⑥買い手による第2者監査や、保健所等による行政指導にも的確に対応出来ます。
- ⑦買い手からのJGAP、グローバルGAP等の第3者認証の要請にも、スムーズに移行し対応することができます。

(2)茶商や流通等の買い手側にとって

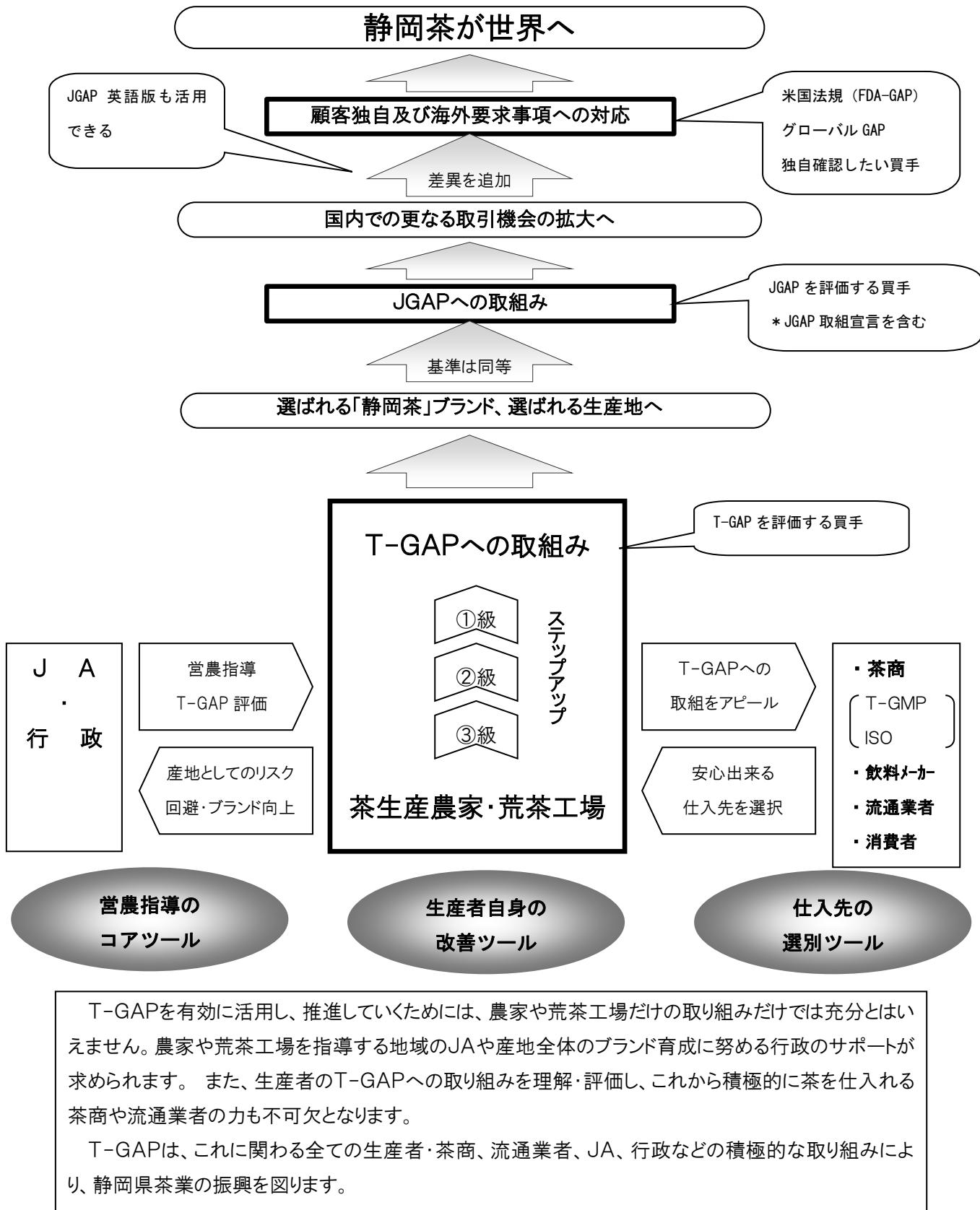
- ①信頼出来る取引が行える仕入先(荒茶工場)が選定出来、消費者に自信を持って商品を提供出来るようになります。
- ②買い手による第2者監査を実施する手間や、商談において安全等のリスクを確認する手間が大幅に軽減されます。
- ③原料段階から責任が生じるPB(プライベートブランド)製品の開発や信頼出来る原料調達に活用出来ます。
- ④海外向け商品の開発や販売促進に活用出来ます。
- ⑤JGAPやグローバルGAPの認証取得に対する依頼が、スムーズに出来るようになります。

※①～⑤は、公開された茶生産者のT-GAP評価結果を確認することで可能となります。

(3)行政・JA等にとって

- ①茶の生産から加工までの体系だった営農指導のコアツールとして活用出来ます。
- ②産地ブランドを向上させ、産地振興を図るためのツールとなります。
- ③茶業の振興により、地域産業全体の活性化が図られます。

【T-GAPを基礎とした販売戦略のイメージ図】

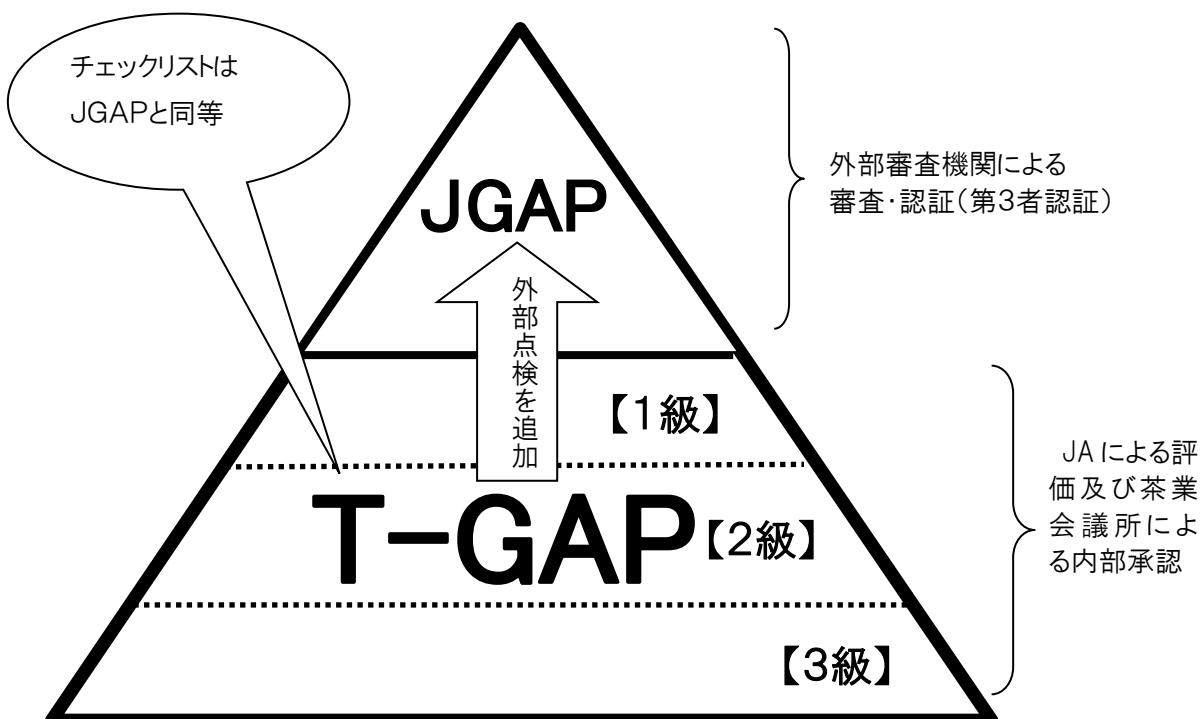


第4章 T-GAP制度の説明

1. T-GAPの基本的な仕組み

(1) T-GAPとJGAPの関係図

T-GAPは、JGAPのように“第3者認証”を伴った認証制度でなく、生産工程管理の取組状況についてJAが評価し、(公社)静岡県茶業会議所が1級・2級・3級の3ランクで承認するものです。評価に使用する基準書(チェックリスト)自体はJGAPと同等です。これに外部の審査機関の点検が追加されるとJGAP認証となります。T-GAP1級の承認が得られた茶生産者は、JGAPにスムーズに移行出来る可能性が高いといえます。



【T-GAPのランク】

ランク	必須	重要	努力
項目数	茶栽培編/荒茶工場編 98 / 176	茶栽培編/荒茶工場編 59 / 39	茶栽培編/荒茶工場編 18 / 15
1級	100%	95%	—
2級	100%	50%	—
3級	100%	—	—

※第2版にあった3級必須項目は無くなりました。

※“努力”は承認判断に影響はしませんが、積極的に取り組むことが望されます。

茶生産者がチェック

(2) T-GAPのチェック～承認までの流れ

担当JA:	JA担当評価員:	種別・団体	自己審査日:	年																																																															
東茶工場名:	農家名:	自家審査(団体の場合)																																																																	
ティー キャップ T-GAP チェックシート【茶栽培編】 <small>(Tea-Good Agricultural Practice)</small>																																																																			
【静岡県の良い茶業経営のための指導制度】  JGAP同等性認定																																																																			
第3版：2013年12月25日 改訂																																																																			
2. T-GAPチェックシート【茶栽培編】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理点</th> <th>レベル</th> <th>適合基準</th> <th>解説</th> <th>該当外</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">1. 園場及び施設の把握</td> </tr> <tr> <td>1.1 園場情報</td> <td>必須</td> <td>園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2 園場周辺情報</td> <td>必須</td> <td>園場及び周辺ブロックごとに、下記の最新情報を記載する。 ①隣接する園場(農地や作付栽培の状況) ②他の認証栽培山林、河川、湖沼、畜舎、小屋、畜舎 ※畜舎は、畜舎内設置、畜舎外設置、畜舎外貯蔵、畜舎外貯蔵貯蔵庫等である。 ③地域の防除規制がある場合は、その施用範囲 ④灌漑水の取水元 ⑤過去1年間で、新しく導入した施設及び構造</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.3 施設情報</td> <td>必須</td> <td>農業、肥料等の資材貯蔵庫、農機具貯蔵庫等の農作物に必要な無害の仕様・場所等に記載している。</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 土地の利用</td> </tr> <tr> <td>2.1 開発規制の把握</td> <td>重要</td> <td>土地利用と野生動物の生態系の保全に関する規制(自然環境保護法等)がある場合、その規制に従って耕種場を確保している。</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.2 土壌洗出の防止</td> <td>重要</td> <td>圃場からの土壌や雨水の流出が抑えられる場合には、対策が施されている。</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.3 土の安全性</td> <td>重要</td> <td>土壤に農薬や化学物質を含む要素(重金属、化成肥料、微生物等)がいかないかが、考えられる場合には対策が施されている。</td> <td>-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					管理点	レベル	適合基準	解説	該当外	適合	不適合	1. 園場及び施設の把握							1.1 園場情報	必須	園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○		1.2 園場周辺情報	必須	園場及び周辺ブロックごとに、下記の最新情報を記載する。 ①隣接する園場(農地や作付栽培の状況) ②他の認証栽培山林、河川、湖沼、畜舎、小屋、畜舎 ※畜舎は、畜舎内設置、畜舎外設置、畜舎外貯蔵、畜舎外貯蔵貯蔵庫等である。 ③地域の防除規制がある場合は、その施用範囲 ④灌漑水の取水元 ⑤過去1年間で、新しく導入した施設及び構造	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○		1.3 施設情報	必須	農業、肥料等の資材貯蔵庫、農機具貯蔵庫等の農作物に必要な無害の仕様・場所等に記載している。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○		2. 土地の利用							2.1 開発規制の把握	重要	土地利用と野生動物の生態系の保全に関する規制(自然環境保護法等)がある場合、その規制に従って耕種場を確保している。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○		2.2 土壌洗出の防止	重要	圃場からの土壌や雨水の流出が抑えられる場合には、対策が施されている。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○		2.3 土の安全性	重要	土壤に農薬や化学物質を含む要素(重金属、化成肥料、微生物等)がいかないかが、考えられる場合には対策が施されている。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○	
管理点	レベル	適合基準	解説	該当外	適合	不適合																																																													
1. 園場及び施設の把握																																																																			
1.1 園場情報	必須	園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														
1.2 園場周辺情報	必須	園場及び周辺ブロックごとに、下記の最新情報を記載する。 ①隣接する園場(農地や作付栽培の状況) ②他の認証栽培山林、河川、湖沼、畜舎、小屋、畜舎 ※畜舎は、畜舎内設置、畜舎外設置、畜舎外貯蔵、畜舎外貯蔵貯蔵庫等である。 ③地域の防除規制がある場合は、その施用範囲 ④灌漑水の取水元 ⑤過去1年間で、新しく導入した施設及び構造	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														
1.3 施設情報	必須	農業、肥料等の資材貯蔵庫、農機具貯蔵庫等の農作物に必要な無害の仕様・場所等に記載している。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														
2. 土地の利用																																																																			
2.1 開発規制の把握	重要	土地利用と野生動物の生態系の保全に関する規制(自然環境保護法等)がある場合、その規制に従って耕種場を確保している。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														
2.2 土壌洗出の防止	重要	圃場からの土壌や雨水の流出が抑えられる場合には、対策が施されている。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														
2.3 土の安全性	重要	土壤に農薬や化学物質を含む要素(重金属、化成肥料、微生物等)がいかないかが、考えられる場合には対策が施されている。	-「園場は、防除作業や採葉作業が同日の作業でまとまらずに複数回実施しない。 ※複数回の作業を有する際 ①園場ごとの施肥名と施肥量 ②施肥回数		○																																																														

荒茶工場がチェック

担当JA:	JA担当評価員:	種別・団体	自己審査日:	年																																										
東茶工場名:																																														
ティー キャップ T-GAP チェックシート【荒茶工場編】 <small>(Tea-Good Agricultural Practice)</small>																																														
【静岡県の良い茶業経営のための指導制度】  JGAP同等性認定																																														
第3版：2013年12月25日 改訂																																														
2. T-GAPチェックシート【荒茶工場編】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理点</th> <th>レベル</th> <th>適合基準</th> <th>解説</th> <th>該当外</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">1. 茶工場の把握</td> </tr> <tr> <td>1.1 茶工場の基本情報</td> <td>必須</td> <td>茶工場について、識別可能であり、下記の最新情報を明確に記載している。 ①工場の名前 ②工場の所在地 ③販売店の店名 ④T-GAP義務化責任者の氏名 ⑤茶工場の管理者責任者の氏名 ⑥茶工場の運営責任者の氏名 ⑦農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑧被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)</td> <td>-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2 茶工場の組織体制</td> <td>必須</td> <td>茶工場の運営にあたる以下の組織体制が明確に記載している。 ①茶工場の責任者 ②茶工場の運営責任者(茶工場長) ③茶工場の管理者責任者(茶工場長) ④茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑤茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑥茶工場の運営責任者(茶工場長)</td> <td>-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.3 生葉持込・収穫の情報</td> <td>必須</td> <td>茶工場に生葉を持込む業者の以下の情報を明確に記載している。 ①業者の名前 ②業者の住所と連絡先 ③「T-GAP認定用 チェックシート」の「1.項で求められる情報</td> <td>-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.4 茶工場のリスク検討のための情報</td> <td>必須</td> <td>茶工場の周辺状況、リスクアセスメント及び點検工場の流れが分る農業情報を明確に示すことが出来る。</td> <td>-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					管理点	レベル	適合基準	解説	該当外	適合	不適合	1. 茶工場の把握							1.1 茶工場の基本情報	必須	茶工場について、識別可能であり、下記の最新情報を明確に記載している。 ①工場の名前 ②工場の所在地 ③販売店の店名 ④T-GAP義務化責任者の氏名 ⑤茶工場の管理者責任者の氏名 ⑥茶工場の運営責任者の氏名 ⑦農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑧被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○		1.2 茶工場の組織体制	必須	茶工場の運営にあたる以下の組織体制が明確に記載している。 ①茶工場の責任者 ②茶工場の運営責任者(茶工場長) ③茶工場の管理者責任者(茶工場長) ④茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑤茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑥茶工場の運営責任者(茶工場長)	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○		1.3 生葉持込・収穫の情報	必須	茶工場に生葉を持込む業者の以下の情報を明確に記載している。 ①業者の名前 ②業者の住所と連絡先 ③「T-GAP認定用 チェックシート」の「1.項で求められる情報	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○		1.4 茶工場のリスク検討のための情報	必須	茶工場の周辺状況、リスクアセスメント及び點検工場の流れが分る農業情報を明確に示すことが出来る。	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○	
管理点	レベル	適合基準	解説	該当外	適合	不適合																																								
1. 茶工場の把握																																														
1.1 茶工場の基本情報	必須	茶工場について、識別可能であり、下記の最新情報を明確に記載している。 ①工場の名前 ②工場の所在地 ③販売店の店名 ④T-GAP義務化責任者の氏名 ⑤茶工場の管理者責任者の氏名 ⑥茶工場の運営責任者の氏名 ⑦農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑧被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○																																									
1.2 茶工場の組織体制	必須	茶工場の運営にあたる以下の組織体制が明確に記載している。 ①茶工場の責任者 ②茶工場の運営責任者(茶工場長) ③茶工場の管理者責任者(茶工場長) ④茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑤茶工場の運営責任者(茶工場長) ⑥茶工場の運営責任者(茶工場長)	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○																																									
1.3 生葉持込・収穫の情報	必須	茶工場に生葉を持込む業者の以下の情報を明確に記載している。 ①業者の名前 ②業者の住所と連絡先 ③「T-GAP認定用 チェックシート」の「1.項で求められる情報	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○																																									
1.4 茶工場のリスク検討のための情報	必須	茶工場の周辺状況、リスクアセスメント及び點検工場の流れが分る農業情報を明確に示すことが出来る。	-「T-GAP茶工場責任者は、「T-GAPを推進して農業生産者で、指導するJAの組織員又は社員である。 ⑨茶工場管理者責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑩農業生産者責任者は、「T-GAP」チケッタード(英訳文参照)」を農業に従事して働く責任者。 ⑪茶工場の運営責任者は、クリーク内の生産者のうちの1人である。 ⑫農業生産者責任者の氏名(茶工場の場合のみ) ⑬被社員責任者の氏名(茶工場の場合のみ)		○																																									

自己審査により、1級・2級・3級のレベルが判明

評価希望者は自己審査結果を地域のJAを通じて提出

T-GAP推進協議会(静岡県茶業会議所内)

- ① T-GAP評価員による評価
- ② 評価結果を評価部会長へ報告
- ③ 評価結果の妥当性の確認
- ④ T-GAP推進協議会長の承諾

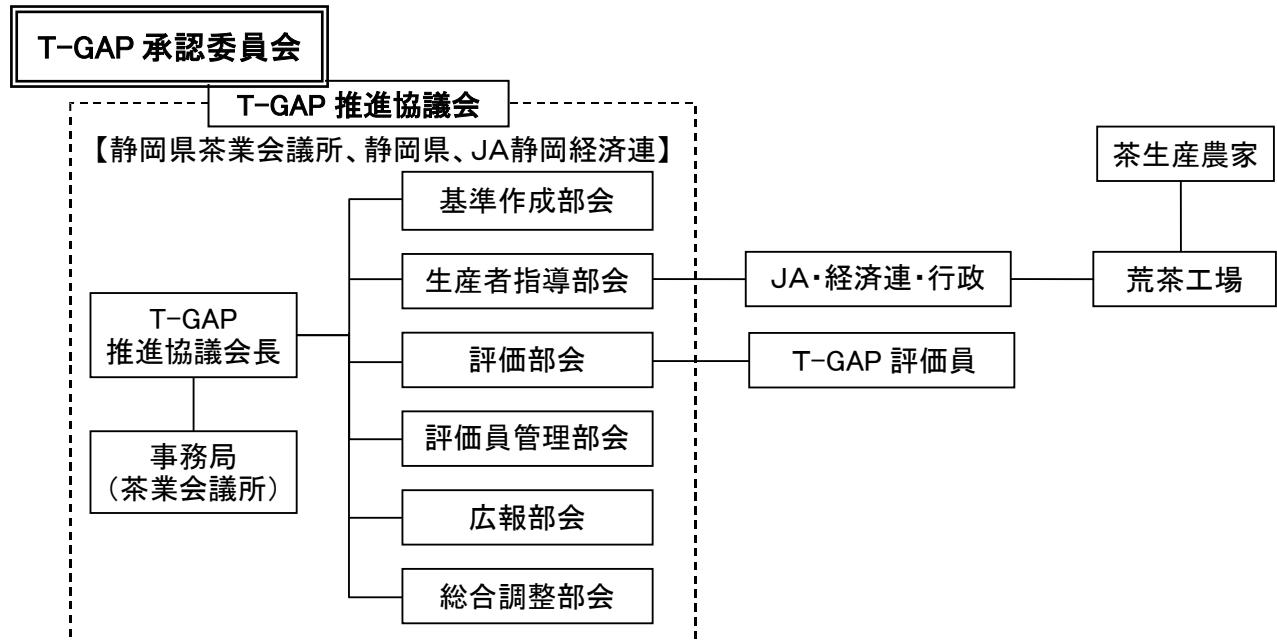
(公社)静岡県茶業会議所会頭が「T-GAP承認書」を発行

2. T-GAPの運営

(1) 運営組織

T-GAPは、(公社)静岡県茶業会議所の中に、「T-GAP推進協議会」を設け、運営します。また、承認は「T-GAP承認委員会」が行います。

【運営組織図】



①	基準作成部会	総合案内、チェックリスト、解説等の作成・改訂を実施します。専門家の意見も反映させレベルの高い基準づくりを行います。
②	生産者指導部会	茶生産者へT-GAP制度やチェックリストの説明及び指導を実施します。
③	評価部会	「T-GAP評価員」が、茶生産者のT-GAPへの取組み状況を評価し、評価結果を評価部会長へ報告します。評価部会長は、評価結果の妥当性を確認し、T-GAP推進協議会長が承諾することで、等級に応じた「T-GAP承認書」を、(公社)静岡県茶業会議所会頭名で発行します。
④	評価員管理部会	評価が適切に実施出来るT-GAP評価員の教育と登録を実施します。T-GAP評価員は、JGAP内部監査員の資格を有していることが条件となります。
⑤	広報部会	T-GAP制度普及のための広報活動や、生産者のT-GAP評価結果を、茶業会議所のホームページ等で公開し広報します。
⑥	総合調整部会	T-GAP制度に係る関係団体との調整や、T-GAP制度とその他認証制度との調整、GMP(仕上茶工程等における適切な加工管理)の推進等に向けた総合調整を行います。

(2) T-GAPの適用範囲と取扱い

T-GAPでは、茶生産者における茶の栽培と荒茶工場における以下の活動を対象とします。

※T-GAPには、仕上茶の製造工程は含みません。

茶栽培管理	定植・改植、農薬使用、施肥、耕起、整枝、更新、摘採、生葉運搬、生葉投入及び関連する活動
荒茶工場管理	生葉受取、生葉保管、荒茶製造、梱包、荒茶保管、荒茶運搬及び関連する活動

また、T-GAPの指導・評価・承認は、個人・団体を問わず荒茶工場を1つの単位として実施します。生葉農家の方が単独で指導・評価を受けることは出来ません。生葉農家は、必ずどこかの荒茶工場に属する形で指導・評価を受けることとなります。

(3) T-GAPで使用する文書

T-GAP推進協議会では、以下の文書を発行してT-GAPを推進します。

文 書	内 容
① T-GAP 総合案内	本文書。全体の制度説明がされている。
② T-GAP チェックシート【茶栽培編】	茶栽培工程で実施すべき基準。
③ T-GAP チェックシート【荒茶工場編】	荒茶製造工程で実施すべき基準。
④ T-GAP解説集【茶栽培編】	②の具体的な実践事例等を説明。
⑤ T-GAP解説集【荒茶工場編】	③の具体的な実践事例等を説明。

上記の文書の著作権は、(公社)静岡県茶業会議所が所有しますが、茶業界に携わる全ての関係者が利用することができます。ただし、これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、(公社)静岡県茶業会議所に許諾を得る必要があります。

また、これらの文書は、茶業振興費で作成されているため、(公社)静岡県茶業会議所の会員及びその構成員には(公社)静岡県茶業会議所が窓口となって配布いたします。会員及びその構成員以外の方の入手は、(公社)静岡県茶業会議所にお問い合わせ下さい。

3. T-GAPの導入にあたって

(1)茶商の理解

買い手である茶商などが、十分にT-GAPを理解し活用出来るよう、茶商などに対し、T-GAPの制度と目的と内容を説明する必要があります。

【広報部会】

(2)JA経営層の理解

T-GAPは、各JAにおいて、今後の、営農指導における根幹のツールとなります。各JAの理事等が、T-GAPの制度と目的を十分に理解し、T-GAPを指導・普及するための人・時間・予算等の経営資源を確保する必要があります。

【広報部会】【各JA】

(3)T-GAP指導員・T-GAP評価員の育成

各JAでT-GAPを指導及び評価する職員を育成する必要があります。T-GAP評価員は、JGAP内部監査員の資格が要求されます。

【評価員管理部会】【各JA】

(4)T-GAP推進計画の立案

T-GAP指導員・T-GAP評価員の育成状況と併せ、中・長期計画として、T-GAP3級、2級、1級の承認計画が必要となります。

【各JA】 ⇄ 【生産者指導部会】

(5)生産者への指導

1)合同研修

T-GAPの目的・制度及びT-GAPチェックシートの概要を、荒茶工場の合同研修として実施する必要があります。

【生産者指導部会】【各JA】

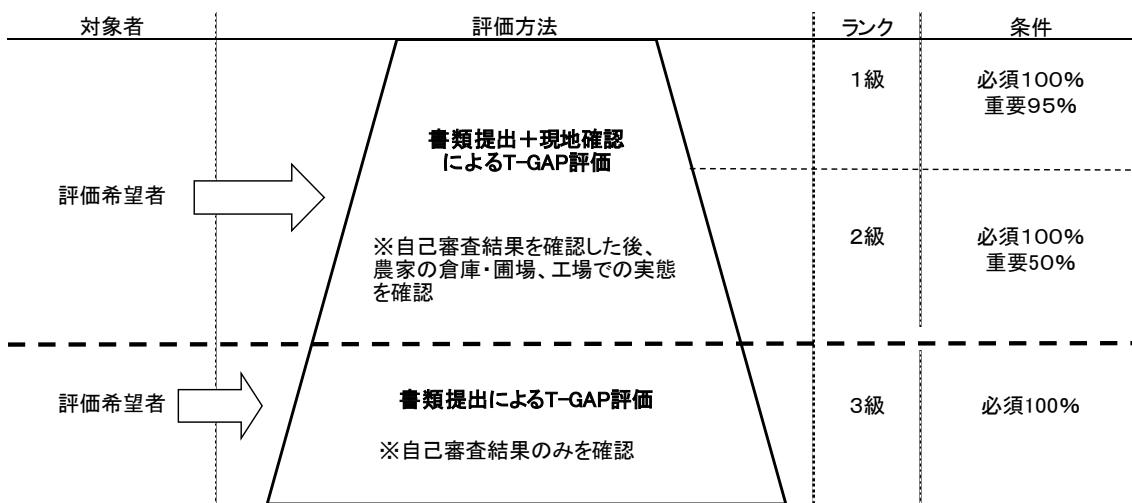
2)個別指導

荒茶工場ごと(またはグループごと)に、実際のT-GAPチェックシートに基づき指導を実施します。

【各JA】

4. T-GAPの評価方法

【T-GAP評価のイメージ図】



(1)適合性評価

①自己審査

各JAでT-GAPの指導を受けて運用を実施した荒茶工場及び茶生産農家は、自己審査を実施して、自分で1級、2級、3級をまず判定してもらいます。

自己審査は、別冊「T-GAP チェックシート【茶栽培編】」及び「T-GAP チェックシート【荒茶工場編】」の適合基準を満たしているかどうかを自分自身で確認してチェックをつける作業のことです。団体*注1)であれば一緒に行うとよいでしょう。適合基準には、“必須”、“重要”、“努力”的項目がありますが、それぞれ何パーセントを満たしたかによって等級のランクが決定されます。判定結果は、別冊「T-GAP チェックシート【茶栽培編】」及び「T-GAP チェックシート【荒茶工場編】」の中にある『6. T-GAP自己審査総括表』に集計して記録します。

*注1)“団体”とは、自園自製以外の共同工場・協同組合・買葉製造業等の複数の経営者が工程管理に関与している場合を指します。「T-GAP チェックシート【茶栽培編】」は、基本的に各農家への要求ですが、団体としてクリアできていれば確実で効率的に工程管理が実施できます。例えば、管理点5.5.3(必須)で要求されている“摘採前までに、農薬の使用基準を遵守していることを農薬使用記録で確認している。”という適合基準に対して、工場側の人間が履歴を回収して確認しているのであれば、団体でその管理点をクリアしていることになり、各農家では団体管理の欄に“○”を記入すればよいこととなります。卷末に団体で取組む場合のチェック方法を示していますので、参考にして下さい。

②T-GAP評価の申し込み

T-GAPの評価希望者は、自己審査結果に基づき、JAに評価申請をします。

③T-GAP評価(自己審査結果の評価)

T-GAP評価員が、自己審査結果の妥当性を判断します。3級申請の場合は、この妥当性確認のみで3級かどうかを評価します。1級・2級申請の場合は、少なくとも3級をクリアしていることが次の現地確認への移行条件となります。

④T-GAP評価(現地確認) ※1級、2級の場合のみ

T-GAP評価員が、茶工場や農家の倉庫・圃場に伺って、別冊「T-GAP チェックシート【茶栽培編】」及び「T-GAP チェックシート【荒茶工場編】」の適合基準を満たしているかどうかを評価します。記録での確認に加え、作業実態・現場を必要に応じて確認します。尚、共同工場等の場合には、ランダムに生葉農家をサンプリングして確認します。評価の結果は、1級、2級、3級に判定されます。

⑤T-GAP評価結果の連絡と公表

評価の結果は、T-GAP推進協議会の評価部会の確認を経て、それぞれの等級を(公社)静岡県茶業会議所が承認し、申請者に「T-GAP承認書」を発行します。「T-GAP承認書」の有効期間は3年間です。また、この結果は、(公社)静岡県茶業会議所のホームページで公表されます。

※T-GAPは認証制度ではありませんので、不適合の是正処置要求及び是正結果の確認は致しません。「T-GAP評価報告書」が送付されるので、それを見て自身で継続的に改善を図ります。

⑥T-GAP評価のタイミングと確認方法

T-GAP評価は、初回評価、維持評価、更新評価の3種類があります。

1)初回評価

初回評価については、とくにタイミングを定めません。例えば、摘採前でT-GAPに基づく工場運営が確認出来なくても、運営準備が出来ていることが記録様式等で確認出来れば構いません。但し、管理点は全て確認します。

2)維持評価(1級と2級のみ)

すべての管理点の評価は実施しませんが、毎年、重要な工程(荒茶製造・摘採・農薬使用等)について現地確認が出来るように計画して評価します。評価結果によっては、等級の格下げもあります。

3) 更新評価

管理点は全て確認します。評価結果によっては、等級の格下げもあります。また、3年間の改善状況も確認します。

⑦ 承認の一時停止または取り消し

T-GAP承認を受けた生産者が、下記に該当する場合、承認の一時停止または取り消しとなることがあります。

- 1) 維持評価を受けなかった場合(1級、2級のみ)
- 2) 3年間の有効期間内に更新評価を受けなかった場合
- 3) T-GAP承認にふさわしくないと判断された場合

⑧ T-GAPの版が変わった場合の対応

T-GAPの基準書が改訂されて版が変わった場合でも、既に所有している承認書の有効期限までは旧版の効力は有効です。次回の更新評価を最新版で受けて下されば結構です。

また、旧版での有効期限前に新版で前倒しして更新評価を受けることも可能です。尚、初回評価については、その時点で発行されている最新版で評価を受けて下さい。

(2) 優良な取組の別評価

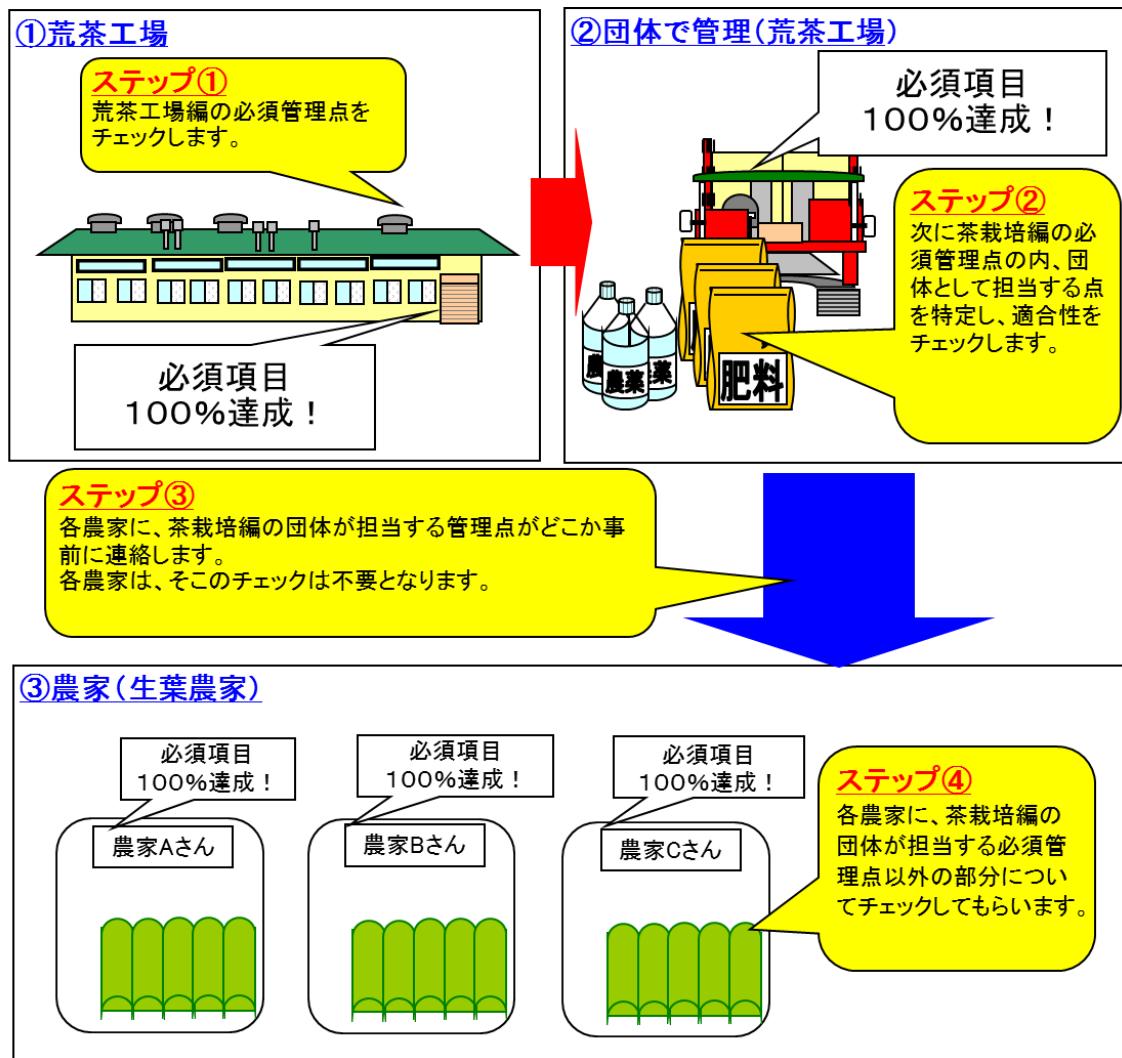
適合基準を満たす手段は生産者によって様々であると思いますが、特に有効性が高いと思われる取組を一部の管理点において“優良取組”として紹介しています。尚、この“優良取組”的評価は、適合性評価に何ら影響を及ぼすものではありません。

事例：適合基準＝生葉の搬送中に油類が漏洩して生葉に付着しないようにしている。

- ・手段A＝荷台には生葉以外のものを載せないようにしている。
- ・手段B＝荷台に載せる燃料タンクは確実に栓をして車両にヒモで固定する。また、可搬機を生葉と一緒に搬送する場合は、可搬機の下に油分吸着シートを敷く。

上記事例では、明らかに手段Aの方が、確実で有効な運用手段といえます。このような優れた取組みは、解説欄に“※優良：＊＊＊”として紹介されています。

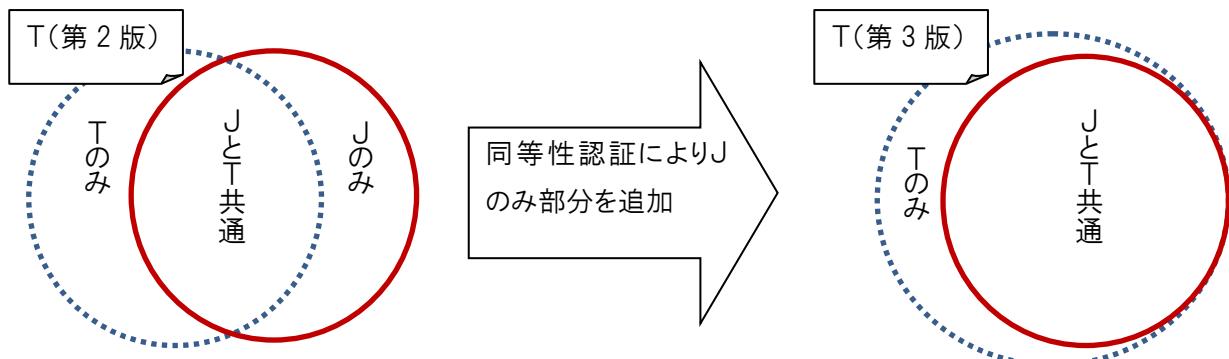
効率的な“T-GAP3 級”への取り組み事例【団体の場合】



5. JGAP同等性認証について

(1) JGAP基準書とT-GAP基準書との関係

T-GAP(第3版)は以下のイメージで作成されています。



■JGAP同等性認証を取得したT-GAP

- ・T-GAP【茶栽培編】第3版
- ・T-GAP【荒茶工場編】第3版

■基準となるJGAP

- ・JGAP(茶)2012

■ベースとなるT-GAP

- ・T-GAP【茶栽培編】第2版
- ・T-GAP【荒茶工場編】第2版

※JGAPの団体認証には、JGAP団体事務局用の基準書(団体の統治状況を点検する基準)が別途必要です。T-GAPはJGAP団体事務局用の基準書とのJGAP同等性認証は取得していません。団体認証の場合は、JGAP団体事務局用の基準をそのまま使用します。

(2) T-GAP(第3版)を使ったJGAP認証とは

a. 個別認証(自園自製等)の場合

審査基準	審査のルール	認証書
T-GAP チェックシート (第3版) 【茶栽培編】 【荒茶工場編】	JGAP 総合規則	JGAP 認証書

※JGAP の審査員が審査

※JGAP の審査機関が発行

a. 団体認証の場合

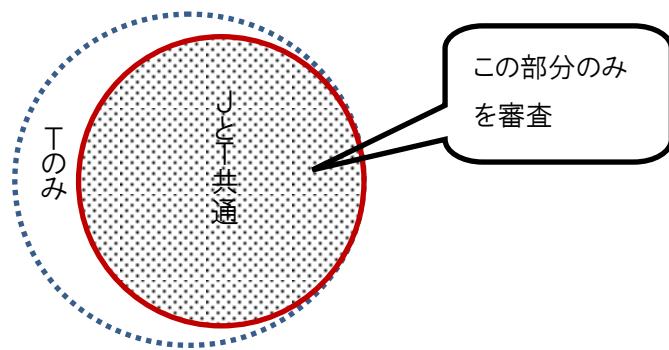
審査基準	審査のルール	認証書
T-GAP チェックシート (第3版) 【茶栽培編】 【荒茶工場編】	JGAP 総合規則	JGAP 認証書
JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	※JGAP の審査員が審査	※JGAP の審査機関が発行

注意1)

JGAP 同等性認証とは、T-GAPの基準書がJGAPの基準書と同等であると認められたことを指しているのであって、T-GAP①級承認がそのままJGAP認証ということではありません。 あくまで、審査のルールは JGAP 総合規則に則り JGAP の審査・認証機関が審査を実施するものです。いわば、基準は同じであっても、その点検の仕方がより厳格であるということになります。

注意2)

JGAP の審査では、JGAPに係る部分のみを審査しJGAP認証書を発行します。T-GAPのみの要求部分については、審査の対象としません。下図のイメージです。



(3) T-GAP(第3版)を使ったJGAP認証の取得方法

T-GAP③級 → T-GAP②級 → T-GAP①級 → JGAP認証 というステップアップが望ましいですが、特に制限はありません。JGAP認証に挑戦できるかどうかは、担当のJAに確認してみてください。尚、T-GAP評価・承認は無料ですが、JGAP審査・認証には料金が発生します。従つて認証取得する目的を明確にして取り組む必要があるでしょう。(買手先からの要求がある等)

(4) T-GAP(第3版)を使ったJGAP取組宣言の活用

NPO法人日本GAP協会では、JGAPの認証を2年後に取得する意思を有している生産者・団体に対して『JGAP取組宣言』の制度を無料で整備して、同会のホームページ上で公表しています。そのホームページを見た買手先が、JGAP認証はなくとも取組む意志があることを前向きに評価してくれて、優位販売につながる可能性があります。このJGAP取組宣言は、同等性の認められたGAPも対象となるため、T-GAP(第3版)も対象となります。(T-GAP(第2版)は対象になりません。)

条件についての概要は以下の通りです。(詳細は、同会のホームページに規約等が掲載されていますので、そちらをご覧ください。)

①JGAP指導員とともにT-GAP(第3版)で仕組みを構築する。(団体の場合にはJGAP団体事務局用 管理点と適合基準も併せて)

※JGAP指導員については、JAのT-GAP評価員が条件を満たしています。

②JGAP指導員と共に自己点検を実施する。

※ここで不適合があって改善が未完了であっても構いません。③に進んで下さい。

※『7. JGAP自己審査総括表』を利用して下さい。

③「JGAP取組宣言書」に必要事項を記入し自己点検の結果と共に、日本GAP協会へ提出する。

④日本GAP協会は、登録番号を付与し、JGAP取組農場・団体として同会のホームページで公開します。

⑤「JGAP取組宣言書」に記載した認証取得の目標時期までに自分の農場・団体を改善します。

※有効期限は2年間です。2年経過して認証に至らない場合には登録は抹消されます。再び取組宣言することは1年後までできません。

⑥JGAP審査機関による外部審査の実施

⑦⑥で指摘された不適合に対する是正処置の実施

⑧JGAP認証取得

MEMO

23

MEMO

編集・発行 T-GAP推進協議会

(公社)静岡県茶業会議所・JA静岡経済連・静岡県

事務局:〒420-0005 静岡市葵区北番町81番地(公益社団法人静岡県茶業会議所 内)

TEL:054-271-5271 FAX:054-252-0331

※この文書は、茶業振興費で作成しております。